

第 5 期 流山市障害福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

第 1 期 流山市障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)



絵：富田 望美さん

平成30年3月

流山市

はじめに

このたび、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定された「障害福祉計画」と児童福祉法の一部改正により、新たに規定された「障害児福祉計画」を一体化して「第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画」を策定しました。

本市の障害者（児）の状況について見ると、障害児通所支援及び障害児相談支援の利用者は、平成28年度に延べ3,092人となり、平成25年度の約2.5倍に増加しています。また、身体障害者手帳所持者のうち、65歳以上が約70%を占めるなど、障害児が増加する一方で障害者の高齢化も進んでいます。



このような状況において、ライフステージに沿った切れ目の無い支援を提供する体制の構築、親亡きあとの地域生活を支援する体制の構築など、障害者（児）が安心して地域生活を送れるよう、個々の状態に対応したきめ細やかサービスの提供が求められています。

本計画では、5つの基本的理念を掲げ、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業や市独自の施策の需要、国の基本指針の見直しに係る目標値の再設定など、平成30年度から平成32年度までに必要なサービス提供体制の整備方針を示しています。

また、お示した各サービスの整備方針とともに、障害者等が地域で安心して暮らすためには、地域の助け合いと支え合いが不可欠です。これまで、本市では、平成29年3月に第3期流山市地域福祉計画を策定し、「自助・共助・公助」の考えのもと、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを通じて、地域のチカラの底上げを図ってきました。今後は、地域のチカラとなる障害のある方、家族、障害者団体、事業所、さらに市民の皆様のご協力をいただきながら本計画を推進していきます。

結びに、計画の策定にあたり、障害のある方やその家族を対象としたアンケート調査、障害児の家族を対象とした子育て支援に関するニーズ調査、パブリックコメントを通じて、市民の皆様から多くの貴重なご意見等をいただきました。また、様々な立場からご審議いただいた流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議及び流山市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、多くの皆様のご協力のもとに本計画ができましたことを心より感謝申し上げます。

平成30年3月

流山市長 井崎 義治

目 次

第 5 期 流山市障害福祉計画

第 1 期 流山市障害児福祉計画

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	上位計画との関わり	1
4	基本的理念	2
5	目的	3
6	計画の期間	4
7	P D C A サイクル	4

第 2 章 第 4 期障害福祉計画の評価

1	主な制度等の変遷	6
2	自立支援給付費及び児童通所給付費の推移	7
3	障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像	9
4	障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービス の内容	10
5	各事業の実績	15

第 3 章 障害福祉サービス等の見込量

1	国の基本指針の見直しに係る目標の設定	30
2	第 5 期障害福祉計画における各事業の見込量と確保方法	32
3	第 1 期障害児福祉計画における各事業の見込量と確保方法	46

資料編

流山市福祉施策審議会 委員名簿	52
流山市福祉推進会議 委員名簿	53
諮問書及び答申書	54
用語集	56

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布(平成30年4月施行)され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会(障害者部会)での議論等を経て、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)」(以下「国の基本指針」といいます。)が告示され、市町村が平成30年度から平成32年度までの障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、第5期流山市障害福祉計画(以下「第5期障害福祉計画」といいます。)及び第1期流山市障害児福祉計画(以下「第1期障害児福祉計画」といいます。)を策定するものです。

なお、障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、新たに策定が義務付けられました。これまで本市では、障害児通所支援及び障害児相談支援(以下「障害児通所支援等」といいます。)の目標数値等を障害福祉計画のなかで示してきたことから、第1期障害児福祉計画は、第5期障害福祉計画と一体的な計画として策定することとします。

2 計画の位置付け

各計画の位置付けについては、以下のとおりです。

(1) 第5期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

(2) 第1期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

3 上位計画との関わり

(1) 流山市地域福祉計画

「流山市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。

障害者・児に関わる部分については、特に地域における相談体制の充実、権利擁護、その他障害者・児の支援についての方向性や今後の取組等が示されています。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、流山市地域福祉計画で示された部分について、事業の実効性や具体的な目標数値を中心にまとめています。

(2) 流山市障害者計画

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものです。「流山市障害者計画」と障害福祉計画及び障害児福祉計画との関わりは以下のとおりです。

ア 第5期障害福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害福祉サービス」に係る目標数値を中心にまとめています。

イ 第1期障害児福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害児通所支援等」に係る目標数値を中心にまとめています。

4 基本的理念

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる点を基本的理念としています。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等(障害者総合支援法で定める対象疾病)についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

平成27年3月に策定した「第5次流山市障害者計画」では、『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を基本理念に掲げ、障害者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画するとともに、社会の一員として責任を分担する共生社会の実現を目指しています。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画においても、この基本理念を共有し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方に基づき、地域社会への参加を推進します。

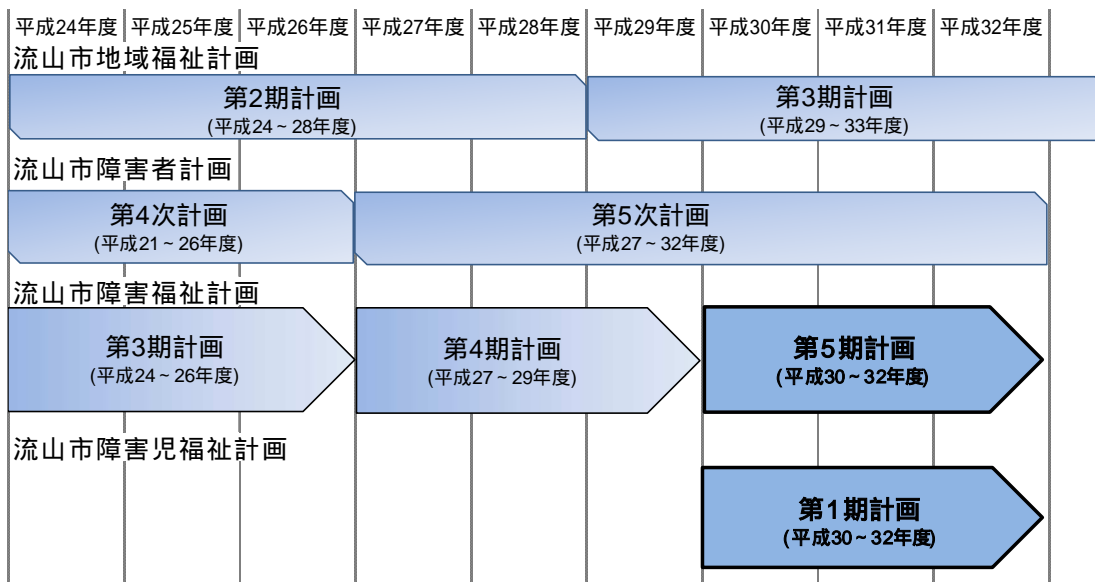
5 目的

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、従前の計画（第4期障害福祉計画：平成27～29年度）の実績と今後の課題を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。



6 計画の期間

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



7 PDCAサイクル

(1) PDCAサイクルの活用

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、PDCAサイクルを取り入れ、見直し等を実施します。

(2) PDCAサイクルの必要性

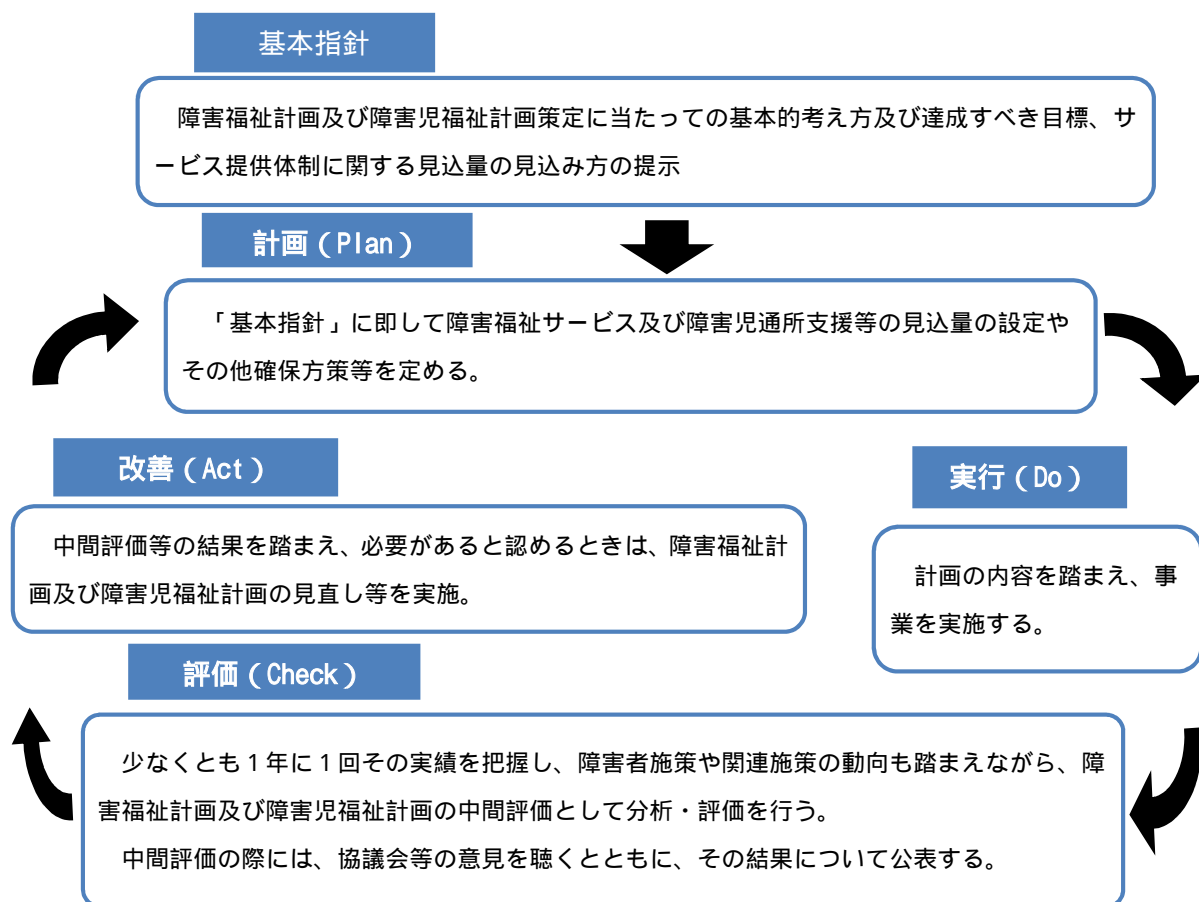
計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取組を進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題がある場合には、随時対応していくことになります。

本市では、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会がそうした話し合いの場になります。



【第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ】



2章 第4期流山市障害福祉計画(平成27～29年度)の評価

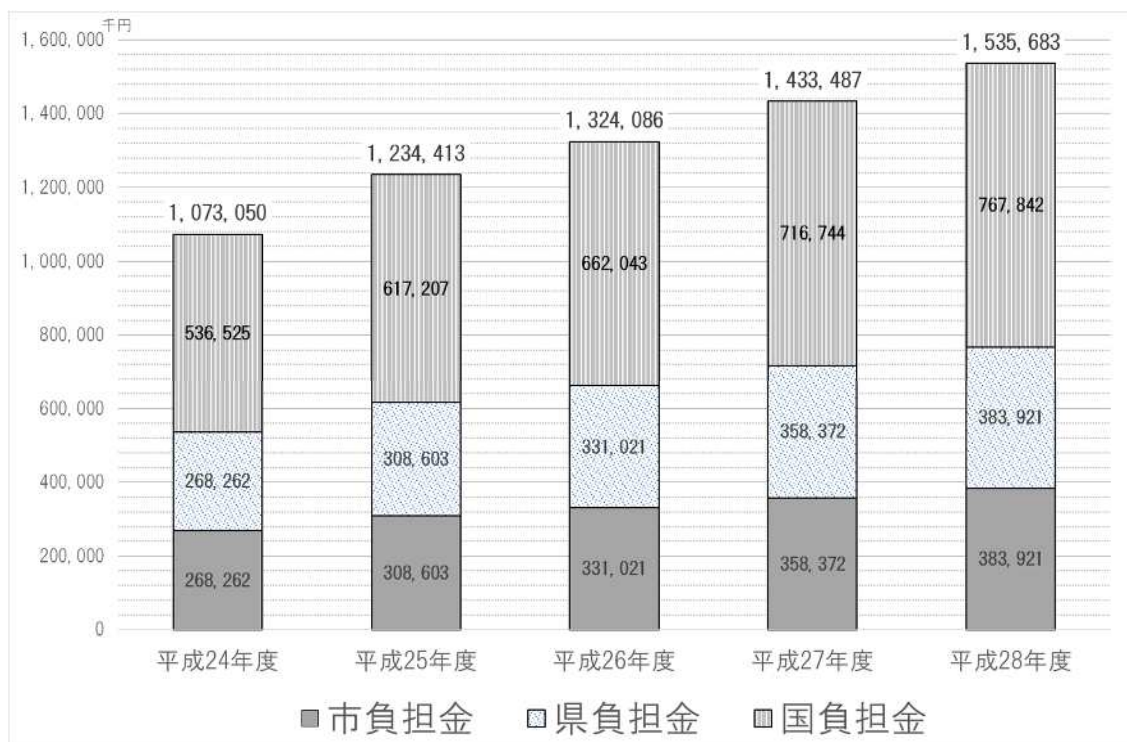
1 主な制度等の変遷

- (1) 相談支援事業所として今まで2か所であった北部地区の「地域生活支援センターすみれ」、東部地区の「相談支援センターまほろば」に加え、南部地区に「相談事業所ファーレ」が設置され、市内3か所体制となりました。(平成27年4月)
- (2) 限られた財源を有効に活用し、持続可能な障害福祉サービス等の提供体制を整えるため、流山市福祉手当の見直しにより、一律の現金給付からサービス給付への転換を図りました。(平成28年4月)
- (3) 障害者に対する差別の禁止と合理的配慮を規定した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。(平成28年4月)
本市においても障害者差別解消法の施行を踏まえ、「流山市職員対応要領(平成28年7月)」を作成し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、障害を理由とする差別の解消の推進を図りました。
- (4) 成年後見制度の利用の促進について、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が施行されました。(平成28年5月)
- (5) 障害者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境の整備や子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現等について今後の対応の方向性が示された「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。(平成28年6月)
- (6) 発達障害のある方の社会的障壁を取り除くため、教育、就労の支援充実を柱とする「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。(平成28年8月)
- (7) 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境の整備等について規定した「障害者総合支援法・児童福祉法の改正」が施行されます。(平成30年4月)

2 自立支援給付費及び児童通所給付費の推移

(1) 自立支援給付費の推移

本市の自立支援給付費は、障害者数の増加に伴いサービスの利用者が毎年増加しており、平成24年度と平成28年度の給付費を比較すると約4億6300万円（約1.43倍）増加しています。



単位：円

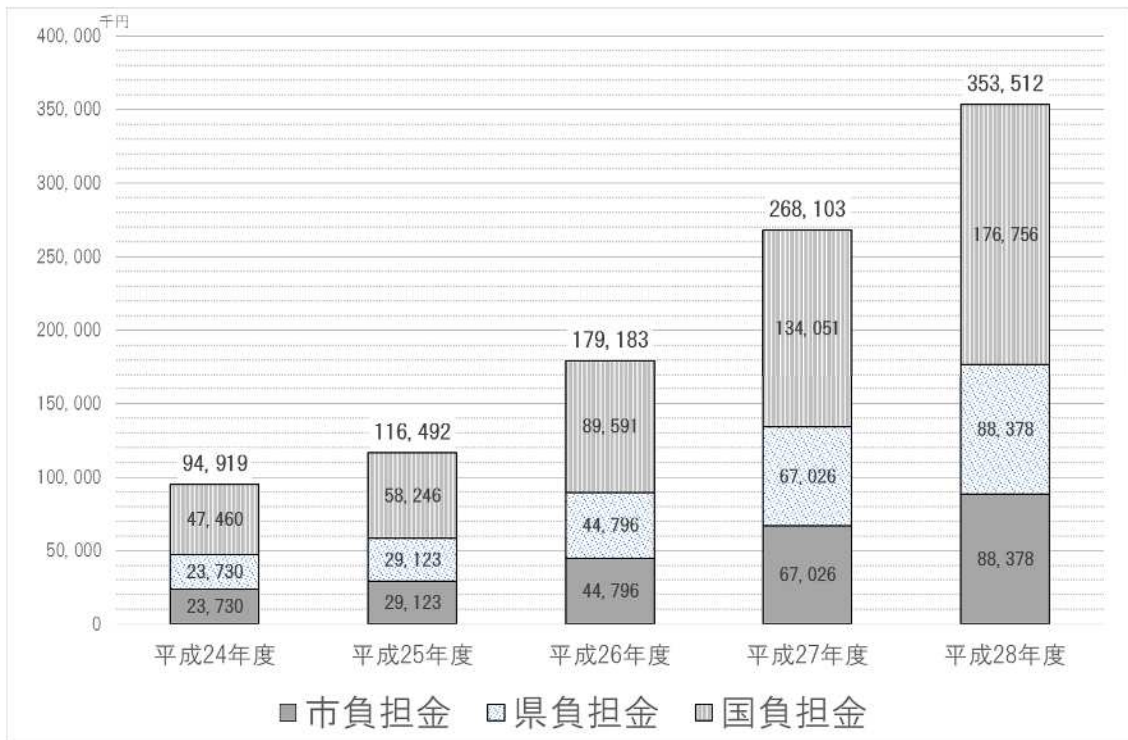
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国負担金	536,524,749	617,206,744	662,042,941	716,743,688	767,841,744
県負担金	268,262,374	308,603,371	331,021,468	358,371,842	383,920,872
市負担金	268,262,378	308,603,376	331,021,478	358,371,851	383,920,877
合計	1,073,049,501	1,234,413,491	1,324,085,887	1,433,487,381	1,535,683,493

自立支援給付費の負担割合は、国が2分の1、県及び市は4分の1



(2) 障害児通所給付費の推移

共働き子育て世代の流入による年少人口の増加に伴い、障害児通所支援等を利用する障害児数は年々増加しており、平成24年度と平成28年度の給付費を比較すると約2億5800万円(約3.72倍)増加しています。



単位：円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国負担金	47,459,586	58,246,151	89,591,351	134,051,413	176,756,023
県負担金	23,729,793	29,123,075	44,795,675	67,025,706	88,378,010
市負担金	23,729,793	29,123,076	44,795,677	67,025,708	88,378,014
合計	94,919,172	116,492,302	179,182,703	268,102,827	353,512,047

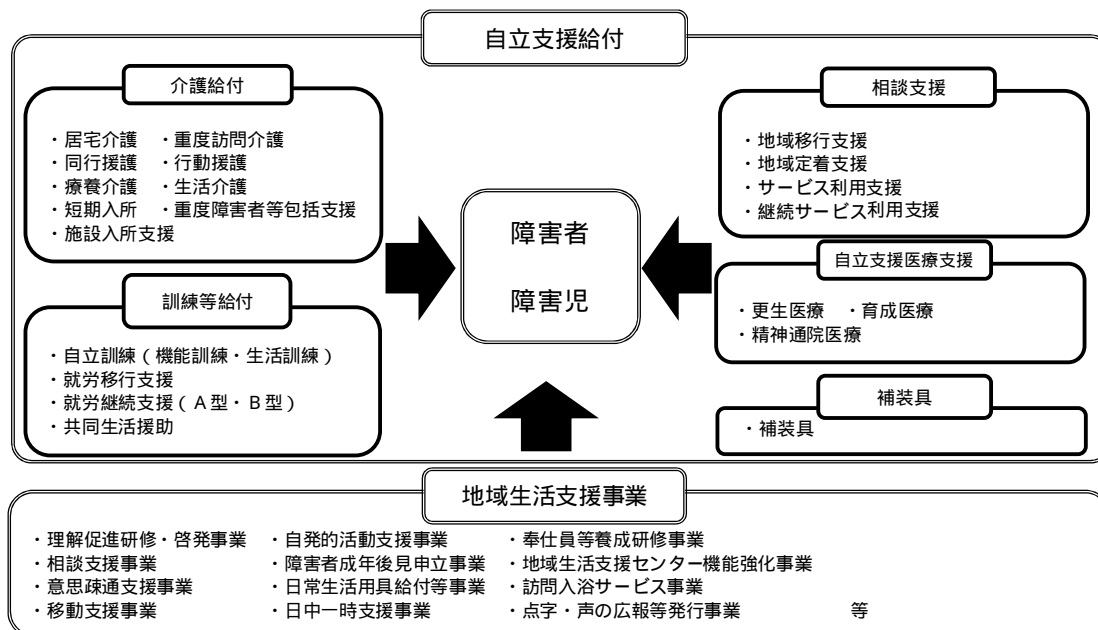
障害児通所給付費の負担割合は、国が2分の1、県及び市は4分の1



3 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像

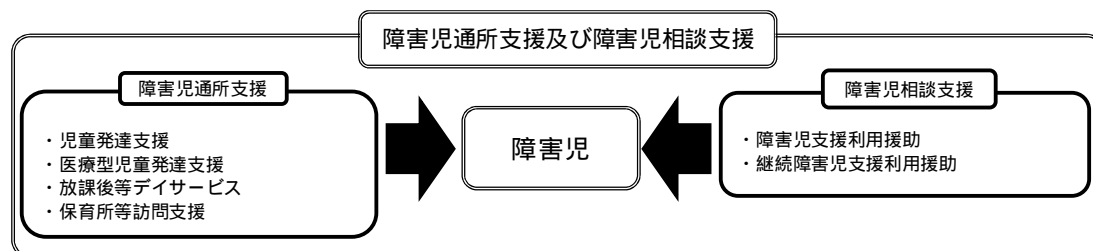
(1) 障害者総合支援法に基づく事業の全体像

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業(全国共通の事業)で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。



(2) 児童福祉法に基づく事業の全体像

児童福祉法に基づく基準で実施する「障害児通所支援等」は、「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。



4 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容

各事業のサービス内容と利用できる方は、次のとおりとなっています。

(1) 自立支援給付

ア 介護給付

	サービスと内容	利用できる方
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス） 入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 調理、洗濯、掃除等の家事援助	障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的にを行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方で、二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄ができない方 支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的にを行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 支援区分6
	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、移動の援護を行います。	視覚障害者で状態により身体介護を伴う場合と伴わない場合に分かれます。 支援区分2以上
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） 支援区分3以上
日中活動系サービス	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 施設入所者は50歳未満支援区分4以上、50歳以上支援区分3以上 在宅等の方は50歳未満程度区分3以上、50歳以上支援区分2
	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援を実施。	知的障害者、精神障害者
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上が図れる障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）

サービスと内容		利用できる方
日中活動系サービス	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 支援区分6以上 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 支援区分5以上
	短期入所(ショートステイ) 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 支援区分1以上
居宅系サービス	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	身体障害者、知的障害者であって、家庭内での介助が困難な方 50歳未満は支援区分4以上 50歳以上は支援区分3以上
	共同生活援助(グループホーム) 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者 支援区分1または非該当
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院している精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

イ 自立支援医療費

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)が自立支援医療に変更	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者(一定所得以上の者を除く)

ウ 補装具費

サービスと内容		利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 盲人用杖、義眼、眼鏡 補聴器 義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由障害者 で必要と認められる方

(2) 地域生活支援事業

ア 必須事業

サービスと内容		利用できる方
理解促進研修・啓発事業	市民まつりでの各障害者団体等の出店、障害者の写真展、毎年障害者週間での障害者団体等の事業展示、障害者理解のためのシンポジウム等を開催しています。	障害者及びその家族、一般市民等
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者及びその家族、一般市民等
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、まほろば、PHARE、サポートセンター沼南へ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者等に対し、入居に必要な調整等を行います。	知的障害者、精神障害者
障害者成年後見申立事業	成年後見制度の利用支援事業 ・成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成 成年後見制度法人後見支援事業 ・法人後見実施のための研修会の開催 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適性な活動のための支援	身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
流山市奉仕員等養成研修事業	手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員としての必要な技術等の習得のための養成研修の実施	聴覚障害者、視覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置により意思疎通支援を実施	聴覚、音声機能又は言語機能障害者

サービスと内容		利用できる方
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工咽頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
移動支援事業	地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援（注：通院介助は訪問支援系の居宅介護となります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的障害者、精神障害者であって、単独での外出が困難な方
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター 型 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センター 型 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センター 型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

イ 任意事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援。	緊急時や一時的に家族での介助が困難等の方
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	ながれやま点訳会、流山音訳グループにより、流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への朗読等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	運転免許取得 身体障害者、知的障害者 自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

(3) 障害児通所支援等

サービスと内容		利用できる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	学校に就学している障害児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

5 各事業の実績

各事業について、第4期流山市障害福祉計画(平成27～29年度)における各サービス等の実績と策定時の見込みについて整理しました。各表の数値のうち、平成27、28年度については実績値を記載しており、()内は第4期計画策定時の見込量を記載しています。平成29年度の実績値(利用時間、利用者数、事業費等)は、平成29年10月時点の見込みに基づいたものであり、最終的な実績値は平成30年度中に整理します。

また、各サービスの利用対象者については、**身**(身体障害者)、**視**(身体障害者のうち、視覚障害者)、**聴**(身体障害者のうち、聴覚障害者)、**知**(知的障害者)、**精**(精神障害者)、**発**(発達障害者)、**難**(難病)、**児**(障害児)のマークで表記しています。

(1) 自立支援給付事業の実績

ア 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護 **身****知****精****発****難****児**・同行援護 **視**・行動援護 **知****精****発**)

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

訪問系サービスの実績のうち、居宅介護、同行援護及び行動援護については、サービス利用時間、利用者数ともに増加傾向にあります。とくに外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際の必要な援助を行う行動援護は、計画見込量以上の利用がありました。一方、二肢以上に麻痺がある方等、重度の障害者を対象とする重度訪問介護については、利用者の減少に伴い、利用時間も減少しました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	利用時間 【時間/月】	1,595 (2,176)	1,812 (2,482)	2,013 (2,788)
	利用者数 【人/月】	106 (128)	121 (146)	136 (164)
重度訪問介護	利用時間 【時間/月】	409 (604)	243 (604)	263 (604)
	利用者数 【人/月】	4 (4)	3 (4)	3 (4)
同行援護 (視覚障害者)	利用時間 【時間/月】	360 (425)	439 (476)	485 (527)
	利用者数 【人/月】	20 (25)	25 (28)	26 (31)
行動援護	利用時間 【時間/月】	31 (20)	43 (20)	49 (20)
	利用者数 【人/月】	3 (2)	4 (2)	4 (2)

イ 日中活動系サービス 身知精難発児

日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。

日中活動系サービスの実績のうち、自立訓練（生活訓練）は、1人当たりの利用期間が概ね2年間であり、これまで利用していた方の利用が終了したことで、利用者数及び利用日数が減少しました。一方、就労継続支援A型は、平成27年度に市内事業所は0カ所でしたが、平成29年10月現在、見込値を上回る3つの事業所（ツツジ、サンライズ、フラワー）が開設され、利用日数及び利用者数が増加しました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用日数 【日/月】	3,024 (3,380)	3,217 (3,600)	3,368 (3,820)
	利用者数 【人/月】	150 (169)	159 (180)	165 (191)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	20 (23)	30 (23)	28 (23)
	利用者数 【人/月】	1 (1)	2 (1)	1 (1)
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	321 (448)	232 (462)	140 (476)
	利用者数 【人/月】	29 (32)	21 (31)	12 (34)
就労移行支援	利用日数 【日/月】	334 (527)	416 (544)	504 (561)
	利用者数 【人/月】	21 (31)	25 (33)	28 (34)
就労継続支援A型	利用日数 【日/月】	686 (520)	767 (620)	813 (720)
	利用者数 【人/月】	34 (26)	40 (31)	42 (36)
	市内事業所数	0 (1)	2 (1)	3 (1)
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	2,954 (3,060)	3,125 (3,276)	3,359 (3,492)
	利用者数 【人/月】	168 (170)	181 (182)	191 (194)
	市内事業所数	10 (8)	10 (9)	11 (10)
療養介護	利用日数 【日/月】	264 (270)	307 (300)	305 (330)
	利用者数 【人/月】	9 (9)	10 (10)	9 (11)
	関連施設数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
短期入所	利用日数 【日/月】	434 (444)	589 (468)	497 (492)
	利用者数 【人/月】	83 (74)	84 (78)	86 (88)
	市内事業所数	1 (1)	1 (1)	2 (1)

ウ 居住系サービス 身知精発難

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居に必要な援助を提供します。共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年度から訪問介護も利用できる共同生活援助（グループホーム）への一元化が図られました。

施設入所支援の利用者数は減少傾向にありますが、グループホームの利用者数は増加傾向にあります。グループホームについては、親亡き後の生活の場を確保するため、市内の社会福祉法人が知的障害者のグループホームを整備予定です。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	60 (60)	58 (59)	56 (58)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	90 (77)	100 (87)	102 (107)
宿泊型自立訓練	利用者数 【人/月】	3	3	3

エ 補装具費 身難児

補装具費は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用の額の一部を助成するものです。

補装具は突発的な故障による修理等があり、給付件数は年度により増減がありますが、大きな変化はみられませんでした。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
義肢	給付件数 【件/年】	13	9	16
装具	給付件数 【件/年】	48	70	76
補聴器	給付件数 【件/年】	71	71	78
車椅子	給付件数 【件/年】	50	59	34
その他補装具	給付件数 【件/年】	46	51	54
合計	給付件数 【件/年】	228	260	258



オ 自立支援医療給付（更生医療 ・育成医療 ）

自立支援医療給付は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、自立支援医療指定医療機関での治療が対象となります。

更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象になります。人工腎臓による血液透析や抗HIV治療等の対象者の増加により、利用者数が増加しています。

また、育成医療は、18歳未満の児童で心臓手術や口唇口蓋裂の手術や治療等が対象になります。年少人口の増加に伴い、育成医療についても利用者数は増加しています。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生医療	利用者数 【人/年】	82	94	110
育成医療	利用者数 【人/年】	30	34	40
合計	利用者数 【人/年】	112	128	150

カ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

計画相談支援については、実績が見込値よりも少ないものの、サービス等利用計画の作成をすすめた結果、利用者数は年々増加しています。地域定着支援については、緊急時（24時間）に対応できる事業所がなく、利用者もいなかったことから0件となっています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用者数 【人/月】	107 (164)	123 (180)	124 (198)
地域移行支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
地域定着支援	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)

キ 自立支援給付事業費

サービス等種別ごとに事業費は、一部のサービス等で減額があるものの、概ね増額傾向にあります。自立支援給付費の総額は、平成27年度から平成28年度に約1億2百万円(前年比約107.1%)伸びており、平成28年度から平成29年度(決算見込額)についても増額が見込まれます。

単位:円

サービス等種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居 宅 介 護	83,758,852	98,431,653	123,083,719
重 度 訪 問 介 護	17,446,470	7,742,095	8,057,403
同 行 援 護	8,830,789	12,092,223	14,462,169
行 動 援 護	1,701,448	2,438,438	3,225,767
小 計 (訪 問 系 サ ー ビ ス)	111,737,559	120,704,409	148,829,058
生 活 介 護	418,937,441	444,234,540	473,874,300
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	1,505,824	2,463,545	2,280,698
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	27,239,769	19,758,600	11,970,005
就 労 移 行 支 援	40,376,860	51,386,459	78,982,245
就 労 継 続 支 援 A 型	49,126,349	56,088,897	60,266,404
就 労 継 続 支 援 B 型	246,031,220	261,615,426	278,032,171
療 養 介 護	27,450,130	31,969,250	27,768,488
短 期 入 所	46,756,964	49,339,508	54,872,178
小 計 (日 中 活 動 系 サ ー ビ ス)	857,424,557	916,856,225	988,046,489
施 設 入 所 支 援	87,680,859	93,339,839	93,050,004
共 同 生 活 援 助	157,275,736	185,562,176	201,390,556
宿 泊 型 自 立 訓 練	3,719,769	2,909,880	3,634,792
小 計 (居 宅 系 サ ー ビ ス)	248,676,364	281,811,895	298,075,352
補 装 具	23,863,435	26,892,268	27,219,730
自 立 支 援 医 療	154,123,986	147,912,983	167,716,969
計 画 相 談 支 援	19,557,392	22,065,183	20,814,455
地 域 移 行 支 援	507,711	98,430	106,698
地 域 定 着 支 援	0	0	0
補 足 給 付 費 等	17,596,377	19,342,100	19,319,962
小 計 (そ の 他 サ ー ビ ス 等)	215,648,901	216,310,964	235,177,814
自立支援給付費合計	1,433,487,381	1,535,683,493	1,670,128,713



(2) 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

ア 相談支援事業 **身** **知** **精** **発** **難** **児**

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うものです。

平成27年度から委託相談支援の事業所を市内3か所(すみれ、まほろば、ファール)とサポートセンター沼南の4か所に増やし、地域での専門的な相談機能を強化しました。これにより委託相談支援は見込み以上の利用がありました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	6,808 (5,357)	6,233 (5,357)	6,650 (5,357)
	事業所数 【箇所】	4 (4)	4 (4)	4 (4)
成年後見制度利用支援	取扱件数 【件/年】	2 (2)	2 (2)	3 (2)

イ 意思疎通支援事業 **聴** **児**

意思疎通支援事業は、聴覚、平衡機能、音声機能又は言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。手話通訳者の派遣件数は計画の見込を下回りましたが、年々増加傾向にあります。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	設置体制 【日/週】	週5日 (5)	週5日 (5)	週5日 (5)
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	8 (9)	10 (10)	11 (11)
	派遣件数 【件/年】	223 (445)	255 (460)	279 (475)
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	6 (7)	6 (8)	6 (9)
	派遣件数 【件/年】	85 (165)	106 (175)	97 (185)

ウ 日常生活用具 身知精難発児

日常生活用具給付事業は、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

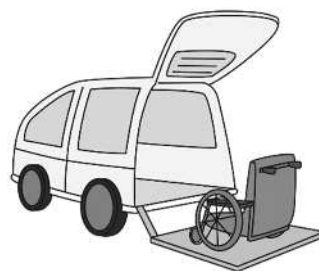
給付種別ごとの実績は、年度によって増減がありますが、大きな変化はありませんでした。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	8 (12)	4 (13)	1 (14)
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	26 (25)	23 (26)	18 (27)
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	25 (30)	26 (31)	34 (32)
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	38 (35)	20 (36)	30 (37)
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	2,384 (2618)	2,588 (2762)	2,857 (2906)
住宅改修費	給付件数 【件/年】	6 (12)	5 (13)	4 (14)
合計	給付件数 【件/年】	2,487 (2,732)	2,666 (2,881)	2,944 (3,030)

エ 移動支援 身知精発難児

移動支援事業は、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。移動支援事業の利用は、遠距離の外出が増えたことや外出内容（プール利用等）の変化により、一人あたりの利用時間が見込み以上となりました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援	事業所数 【箇所】	31 (30)	40 (32)	41 (34)
	利用者数 【人/年】	85 (82)	87 (86)	91 (90)
	利用時間 【時間/年】	6,164 (3,772)	6,125 (3,956)	6,543 (4,140)



オ 地域活動支援センター機能強化事業 **身知精発難児**

地域活動支援センター 型は、日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行うものです。地域活動センター 型は、身体障害者デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。地域活動センター 型は、雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

型、型については、施設が固定されているため大きな変化ありませんでしたが、型事業所は、平成28、29年度に事業所数が減ったものの、平成27年度を上回る利用者数になりました。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター 型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	利用者数 【人/年】	93 (85)	76 (90)	76 (95)
地域活動支援センター 型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	利用者数 【人/年】	35 (40)	37 (42)	36 (44)
地域活動支援センター 型	事業所数 【箇所】	8 (14)	6 (15)	5 (16)
	利用者数 【人/年】	22 (50)	31 (55)	29 (60)
合計	事業所数 【箇所】	10 (16)	8 (17)	7 (18)
	利用者数 【人/年】	150 (175)	144 (187)	141 (199)

【任意事業】

カ 日中一時支援事業 **身知精発難児**

日中一時支援事業は、日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。これまで日中一時支援事業の利用者は増加傾向にありましたが、特に障害児が放課後等デイサービスの利用にシフトしたことで減少しました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援	事業所数 【箇所】	31 (25)	30 (26)	29 (27)
	利用者数 【人/年】	170 (149)	155 (154)	155 (159)

キ 訪問入浴サービス事業 身 難 児

訪問入浴サービス事業は、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。訪問入浴サービスの利用者は年度により増減があり、年間5～10人で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	利用者数 【人/年】	5 (10)	8 (11)	8 (12)

ク 知的障害者職親委託制度 知

知的障害者職親委託制度は、知的障害者・児の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うものです。知的障害者の一般就労への支援体制が確立されつつあるため、利用者は1名で現状維持となっています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害者職親委託制度	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	利用者数 【人/年】	1 (1)	1 (1)	1 (1)

ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

(自動車運転免許取得 身 知・自動車改造費助成 身)

自動車運転免許・改造費助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部(10万円を限度)を助成するものです。年度ごとに利用者の増減があり、年間1～3件で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	2 (5)	1 (5)	2 (5)



コ 点字・声の広報等提供事業 **視 兎**

点字・声の広報等提供事業は、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対してボランティア団体による点訳及び音訳活動により点字や声の広報を定期的に提供するものです。利用者については、近年大きな変化はありません。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点字・声の広報等提供事業	点字利用者 【人/年】	1 (1)	1 (1)	2 (1)
	声の広報利用者 【人/年】	21 (20)	21 (22)	21 (22)
	広報発行回数 【回/年】	37 (37)	37 (37)	37 (37)

サ 地域生活支援事業費

日中一時支援の利用者のうち、障害児が放課後等デイサービスの利用へ移行したことにより、平成27年度から平成28年度に約850万円の減額になりました。

日中一時支援利用者の減少が大きな要因となり、地域生活支援事業費全体でも平成27年度から平成28年度に約840万円減(前年度比約93.7%)になりました。

単位:円

給付種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具	28,477,700	27,669,819	29,311,554
地域活動支援センター	32,744,910	32,120,307	32,013,124
移動支援	14,375,958	14,896,217	17,371,425
日中一時支援	40,668,016	32,152,084	29,462,889
訪問入浴サービス	1,881,000	2,897,500	4,384,250
委託相談支援	14,564,000	14,564,000	14,564,000
知的障害者職親委託制度	360,000	360,000	360,000
自動車運転免許取得・改造費助成事業	108,080	100,000	100,000
合計	133,179,664	124,759,927	127,567,242



(3) 利用者の負担軽減策

ア 複数サービスの負担軽減 身知精発難児

複数サービスの負担軽減は、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具等）及び地域生活支援事業（日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等）のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図るものです。複数のサービスを併用して利用する方が増えており、見込みを上回る利用者数になりました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	27 (9)	20 (10)	25 (11)
	事業費 【円】	643,635	600,000	800,000

イ 流山市グループホーム等入居者家賃補助 身知精発難

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するものです。グループホーム入居者は増加傾向にあり、事業費も伸びています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
流山市グループホーム等家賃補助	利用者数 【人/年】	85 (78)	87 (88)	101 (98)
	事業費 【円】	11,177,482	12,055,838	15,219,006

ウ 流山市障害者支援施設等通所交通費助成 身知精発難

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。利用者数については、障害者等の就労意欲の向上とともに毎年増加しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
流山市障害者支援施設等通所交通費助成	利用者数 【人/年】	307 (343)	312 (373)	317 (403)
	事業費 【円】	5,130,700	6,112,140	6,112,140

エ 流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成 身 知 精 発 難

就労支援施設を利用する障害者等の施設利用料を助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るものです。助成対象は、本人が課税の場合に限られるため、利用者は限定的ですが、障害者等の就労意欲の向上により、利用者数が増加します。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成	利用者数 【人/年】	5 (7)	12 (8)	24 (9)
	事業費 【円】	495,893	553,282	914,000

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 身 知 精

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。年間利用者数については、身体・知的・精神の年平均利用者数で算出しました。平成27年8月から現物給付化により利便性が向上したことで、利用者数は増加しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成	利用者数 【人/年】	1,674 (1,700)	1,785 (1,900)	1,903 (2,000)
	事業費 【円】	256,207,526	264,791,386	279,756,996

カ 精神障害者入院医療費助成 精 発

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。利用者数は、25～35人の範囲で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障害者入院医療費助成	利用者数 【人/年】	34 (20)	27 (20)	28 (20)
	事業費 【円】	1,728,700	1,693,200	1,886,000

キ 在宅障害者一時介護料助成 身 知 精 発 児

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に介護人に委託した場合の、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。利用者数は、年度により増減があり、過去5年間は415人～514人の範囲で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
在宅障害者一時介護料助成	利用者数 【人/年】	415 (614)	433 (664)	415 (714)
	事業費 【円】	1,698,700	1,652,350	1,652,350

ク 障害者住宅改造助成事業 身

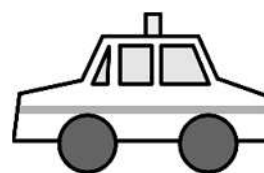
在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合の改造費用の一部を助成するものです。年度ごとに利用増減があり、年間1件～5件程度で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	3 (2)	5 (2)	5 (2)
	事業費 【円】	589,000	606,000	600,000

ケ 福祉タクシー利用補助 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大が進んでいるため、利用者数及び事業費は年々増加傾向にあります。平成28、29年度には、見込値を上回る利用がありました。

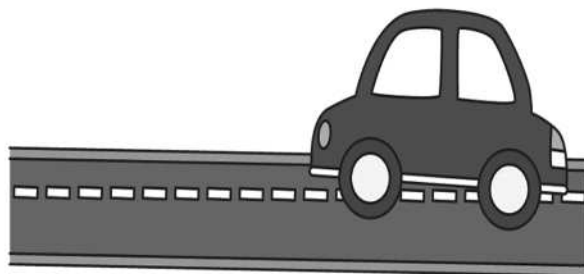
サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,159 (1,161)	1,231 (1,191)	1,305 (1,221)
	事業費 【円】	21,302,170	22,603,000	23,369,292



コ 重度障害者自動車燃料費助成 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。福祉タクシー利用補助と同様に障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大が進んでいるため、利用者数及び事業費は年々増加傾向にあります。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,182 (1,207)	1,282 (1,237)	1,334 (1,267)
	事業費 【円】	13,524,450	14,715,700	15,923,000



(4) 障害児通所支援等の実績

ア 障害児通所支援等 児

各サービスの利用日数、利用者数は、概ね増加傾向となっています。特に、就学児等を対象とする「放課後等デイサービス」は、平成27年度から平成28年度において、利用日数は約1.5倍、利用者数は、約1.35倍増加しており、第4期障害福祉計画の見込み以上に増加しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	1,012	1,184	1,469
	利用者数【人/月】	77 (83)	101 (91)	123 (100)
医療型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	1	0
	利用者数【人/月】	1 (1)	1 (1)	0 (1)
放課後等デイサービス	利用日数【日/月】	1,197	1,804	2,431
	利用者数【人/月】	77 (83)	101 (91)	146 (100)
	市内事業所数	9 (5)	13 (6)	18 (7)
保育所等訪問支援	利用日数【日/月】	2	4	5
	利用者数【人/月】	2 (6)	3 (7)	3 (10)
障害児相談支援	利用者数【人/月】	23 (75)	44 (81)	50 (90)
	市内事業所数	5 (4)	6 (5)	6 (6)

イ 障害児通所給付費

子育て世代の流入により、年少人口も増加傾向にあります。それに伴って障害児通所給付費も年々増加しており、平成28年度は前年度よりも約8,540万円の増（前年度比約132%）となりました。平成29年度見込についても大幅な増額が見込まれます。

単位：円

給付種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	124,909,587	138,644,958	195,512,943
医療型児童発達支援	144,458	45,300	0
放課後等デイサービス	138,155,100	205,148,498	315,042,790
保育所等訪問支援	319,952	687,631	771,845
障害児相談支援	4,573,730	8,985,660	10,717,508
合計	268,102,827	353,512,047	522,045,086

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 国の基本指針の見直しに係る目標の設定

国の基本指針(平成29年厚生労働省告示第116号)では、平成32年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、国の定める基本指針において示された目標を踏まえ、次に掲げる事項について成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点における施設入所者の9%を平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%削減します。

項目	目標値	備考
施設入所支援から地域生活への移行者数	6人	平成28年度末時点の入所者数58人
施設入所者の削減人数	2人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、障害者福祉推進会議や地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末までに障害者の地域での生活を支援する拠点等を1箇所整備します。

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	地域相談事業所と連携を図り、設置を検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等に係る国の基本指針を踏まえ、以下の項目を本市の目標として設定しました。

ア 平成32年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍にします。

項目	目標値	備考
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	33人	平成28年度実績22人

イ 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割増加させます。

項目	目標値	備考
就労移行支援事業の利用者数	30人	平成28年度末時点の利用者数25人

ウ 就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割にします。

項目	目標値	備考
就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数	1箇所	平成28年度末時点で市内就労移行支援事業所1箇所(うち、就労移行率3割以上の事業所は0箇所)

エ 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上にします。

(5) 発達障害者等に対する支援

地域自立支援協議会の地域支援部会、就労支援部会、相談支援部会、権利擁護部会において、関係機関等が連携を図り、発達障害者等が安心して暮らすことができるよう、支援体制の構築等について協議の場を設けます。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

医療的ケア児支援を地域で支援するために、平成32年度末までに障害者福祉推進会議や地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

また、平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1箇所ずつ確保するとともに、医療的ケア児に対する支援のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

項目	目標値	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	重症心身障害児の支援には専門性を必要とすることから、圏域での確保等についても検討します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	

2 第5期障害福祉計画抜粋における各サービスの見込量と確保の方法

第5期障害福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込み量を算出しました。算出にあたっては、第4期障害福祉計画の実績及び見込値を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

さらに、「本市の区域における平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」について、県が算出した32人（平成32年度末）を見込み、その基盤整備量を勘案しながら各サービス等の必要な見込量及びその見込量の確保の方法を定めています。

各サービスの利用対象者については、**身**（身体障害者）、**視**（身体障害者のうち、視覚障害者）、**聴**（身体障害者のうち、聴覚障害者）、**知**（知的障害者）、**精**（精神障害者）、**発**（発達障害者）、**難**（難病）、**児**（障害児）のマークで表記しています。

（1） 自立支援給付の見込量

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護 **身****知****精****難****発****児**・同行援護 **視**・行動援護 **知****精****発**）

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用時間 【時間/月】	2,213	2,369	2,541
	利用者数 【人/月】	142	152	163
重度訪問介護	利用時間 【時間/月】	430	430	430
	利用者数 【人/月】	4	4	4
同行援護 (視覚障害者)	利用時間 【時間/月】	513	550	587
	利用者数 【人/月】	31	34	37
行動援護	利用時間 【時間/月】	68	79	90
	利用者数 【人/月】	6	7	8

【見込量確保の方法】

福祉施設入所者の地域生活への移行が進むなかで、訪問系サービスは需要の増加が見込まれます。現在ある事業所に継続して事業を展開してもらうことで、今後もサービス提供体制の確保を図るとともに、新規事業者の参入を促します。

介護保険事業者に対しても新規の参入を働きかけていきます。

イ 日中活動系サービス 身知精難発児

日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用日数 【日/月】	3,451	3,529	3,607
	利用者数 【人/月】	169	173	177
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	23	23	23
	利用者数 【人/月】	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	140	140	140
	利用者数 【人/月】	12	12	12
就労移行支援	利用日数 【日/月】	504	519	535
	利用者数 【人/月】	28	29	30
就労定着支援	利用日数 【日/月】	20	20	20
	利用者数 【人/月】	4	4	4
就労継続支援A型	利用日数 【日/月】	927	1085	1223
	利用者数 【人/月】	47	55	62
	市内事業所数	3	3	4
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	3,465	3,635	3,805
	利用者数 【人/月】	193	203	212
	市内事業所数	11	12	13
療養介護	利用日数 【日/月】	348	391	434
	利用者数 【人/月】	12	14	15
	関連施設数	1	1	1
短期入所	利用日数 【日/月】	566	635	704
	利用者数 【人/月】	96	102	108
	市内事業所数	2	2	2

「就労定着支援」は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに実施するサービスです。

【見込量確保の方法】

本市では、日中活動系サービス事業所が少ない状況にあり、特に重度障害者の日中支援の場である生活介護について、20人定員規模の施設整備が必要です。引き続き障害福祉に係る事業所に施設整備を働きかけていきます。

福祉施設の入所者の地域生活への移行が進むなかで、移行後の居場所として日中活動の更なる充実が必要です。日頃から流山市地域自立支援協議会の相談支援部会及び地域生活支援部会の協力のもと、日中活動系サービス事業所及び相談支援事業所等と連絡を密にし、空き情報等の把握に努めることで、通所希望に対応していきます。

就労支援については、一人ひとりが一般就労から福祉的就労まで多様な形で生きがいを持って働ける社会にするため、流山市地域自立支援協議会の就労支援部会からの意見聴取や、流山市就労支援センターが中心となり、就労支援機関や企業等の関係機関及び団体と連携し、利用者が希望する就労の実現を目指します。

就労継続支援 B 型における雑貨やカレンダー等の制作活動を通じて、障害者の文化芸術活動を支援します。

ウ 居宅系サービス **身 知 精 発 難**

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	58	57	56
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	142	153	164
自立生活援助	利用者数 【人/月】	4	4	4

「自立生活援助」は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに実施するサービスです。

【見込量確保の方法】

市内では、精神障害者のグループホームがほとんどを占めており、第4期障害福祉計画に位置付けた知的障害者グループホーム28人分（短期入所を含む。）の整備が進められていますが、依然として知的障害者が生活するグループホームの不足が課題になっています。知的障害者の親亡き後を見据えた対策として、グループホームの整備を予定する事業者を支援し、見込量を確保していきます。

福祉施設入所者の地域生活への移行にあたっては、高齢化や障害の重度化等の個別の状況を踏まえ、調整を図ります。

エ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成） **身 知 精 発 難 児**

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計 画 相 談 支 援	利用者数 【人/月】	140	156	172
地 域 移 行 支 援	利用者数 【人/月】	1	1	1
地 域 定 着 支 援	利用者数 【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

流山市地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に、計画相談事業者連絡会の場を通じて指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し、相談支援体制の拡充を図ります。

障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に特定相談支援事業の指定を受けよう促し、相談支援の担い手の確保に努めます。



(2) 地域生活支援事業の見込量

【必須事業】

ア 相談支援事業 身 知 精 発 難 児

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与する等の必要な援助を行うものです。現在、地域生活支援事業における委託相談支援事業所が4箇所(すみれ、まほろば、ファーレ、サポートセンター沼南)整備されています。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委 託 相 談 支 援	利用者数 【人/年】	6520	6520	6520
	事業所数 【箇所】	4	4	4

【見込量確保の方法】

流山市地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に、各委託相談支援事業所の連携を強化し、相談支援体制の拡充に努めます。

サービス等利用計画作成(ケアプラン)を委託相談支援事業所の役割のひとつと位置づけ、障害者のニーズの多様化に対応します。

障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、委託相談支援事業所と協力し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持って障害者等及び養護者の支援にあたりるとともに、虐待の早期発見を目指します。

イ 成年後見制度利用支援 身 知 精 発 難 児

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障害等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「国の基本計画」といいます。)が閣議決定されました。国の基本計画では、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。」とされています。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成 年 後 見 制 度 利 用 支 援	取扱件数 【件/年】	3	4	5

【見込量確保の方法】

自立支援協議会の権利擁護部会において、成年後見制度に関する講演会の実施等を通じた普及啓発活動を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

国において、平成29年度から相談体制・地域連携ネットワークの構築支援に係る事業が行われ、この事業により収集される各地域の先進的な取組例等を参考にして、本市の実情に踏まえた地域連携ネットワークの構築を進めます。地域連携ネットワークの構築にあっては、以下の点について検討を進めます。

- ・成年後見制度利用のニーズ把握及びその方法
- ・現存する地域資源の発掘及び整理

上記2点について、検討を進めるとともに、県からの広域的な観点からの検討・支援を十分に取り入れながら、総合的に体制が整ったと判断される段階でネットワークを構築していきます。

地域連携ネットワークの整備・運営機能を中核機関についてもまた、その期待される役割の性質からその設置は市町村の責任で行う必要がありますが、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう十分に検討していきます。

市が定めるべき成年後見制度に関する基本的な計画については、第7期流山市高齢者支援計画内に位置付けられるものに準拠し、整合性を保つものとしします。

ウ 意思疎通支援事業 聴 見

意思疎通支援事業は、聴覚、平衡機能、音声機能又は言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	1	1	1
	設置体制 【日/週】	週5日	週5日	週5日
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	12	13	14
	派遣件数 【件/年】	285	300	315
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	6	6	7
	派遣件数 【件/年】	112	127	142

【見込量確保の方法】

平成27年度から手話通訳者の設置日数を週5日に増やしたことで、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の窓口相談等が増加しています。設置手話通訳者

については、現在の体制を引き続き維持します。

今後、利用者の増加が見込まれる要約筆記者派遣事業については、県が実施する養成講座の受講を促すなど、要約筆記者派遣登録者の増員に努めます。

エ 日常生活用具給付支援事業 **身知精発難児**

日常生活用具給付支援事業は、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具等を給付するものです。

給付種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	8	8	8
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	24	24	24
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	27	27	27
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	31	31	31
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	2,943	3,029	3,115
住宅改修費	給付件数 【件/年】	8	8	8
合計	給付件数 【件/年】	3,041	3,127	3,213

【見込量確保の方法】

日常生活用具の利用希望者等に対して、「広報ながれやま」、「市ホームページ」、「障害福祉の手引き」を活用し、わかりやすい情報提供を行うとともに、技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し、柔軟に対応できるように情報の収集に努めます。

排せつ管理支援用具は、直腸機能障害、膀胱機能障害等の内部機能障害者の増加に伴って給付件数の増加も見込まれることから、十分な支給量の確保に努めます。

オ 移動支援事業 **身知精発難児**

移動支援事業は、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援	事業所数 【箇所】	50	55	60
	利用者数 【人/年】	95	99	103
	利用時間 【時間/年】	7,040	7,336	7,633

【見込量確保の方法】

一人で外出することが困難な障害者等が地域生活をするうえで、移動支援事業は必要不可欠な事業です。移動支援事業の充実を図るため、見込量の確保を図ることはもとより、サービス提供事業所等に対して県の研修事業を周知し、障害の特性を理解したガイドヘルパーの育成と確保に努めます。

カ 地域活動支援センター機能強化事業 **身 知 精 発 難 児**

地域活動支援センター 型は、「すみれ」で日常生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行うものです。地域活動支援センター 型は、「流山市身体障害者デイサービスセンター」に通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。地域活動支援センター 型は、「いろいろやハーモニー」等で雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

給 付 種 別	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター 型	事業所数 【箇所】	1	1	1
	利用者数 【人/年】	80	80	80
地域活動支援センター 型	事業所数 【箇所】	1	1	1
	利用者数 【人/年】	41	43	45
地域活動支援センター 型	事業所数 【箇所】	6	6	6
	利用者数 【人/年】	33	34	35
合 計	事業所数 【箇所】	8	8	8
	利用者数 【人/年】	154	157	160

【見込量確保の方法】

地域活動支援センター事業については、障害者等の地域における交流の場、憩いの場として、より一層充実するよう各事業所と連携し、日常生活支援等の体制強化を目指します。



【任意事業】

キ 日中一時支援事業 身 知 精 発 難 児

日中一時支援事業とは、日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日 中 一 時 支 援	事業所数 【箇所】	28	28	28
	利用者数 【人/年】	155	155	155

【見込量確保の方法】

障害児が放課後等デイサービスの利用にシフトしたことで利用者数は減少したものの、福祉施設入所者の地域生活への移行が進む中で、日中における活動の場は障害者にとって重要であるため、引き続き日中一時支援事業所からの意見を参考にするなど、事業に必要な支給量の確保に努めます。

ク 訪問入浴サービス事業 身 難 児

訪問入浴サービス事業は、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	事業所数 【箇所】	2	2	2
	利用者数 【人/年】	8	8	8

【見込量確保の方法】

利用者数は横ばい状態であるため、現状と同様の見込量を確保していきます。
新たな利用希望があった場合は、個々のニーズに沿った迅速な対応に心掛けます。

ケ 知的障害者職親委託制度 知

知的障害者職親委託制度は、知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
知的障害者職親委託制度	事業所数 【箇所】	1	1	1
	利用者数 【人/年】	1	1	1

【見込量確保の方法】

現在、支援事業者は1箇所であり、利用者についても1名となっています。現在の利用者が終了した場合は、廃止も含めた事業のあり方について検討します。

コ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

(自動車運転免許取得 身 知・自動車改造費助成 身)

自動車運転免許・改造助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部(10万円を限度)を助成するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	2	2	2

【見込量確保の方法】

急激な増加はないものの、毎年数件の利用があることから、引き続きこれまでの支給量を確保します。

サ 点字・声の広報等提供事業 視 兎

点字・声の広報等提供事業は、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対してボランティア団体による点訳及び音訳活動により点字や声の広報を定期的に障害者に提供するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点字・声の広報等提供事業	点字利用者 【人/年】	1	1	1
	声の広報利用者 【人/年】	21	21	21
	広報発行回数 【回/年】	37	37	37

【見込量確保の方法】

中途障害者は微増傾向ですが、点訳及び音訳活動のニーズは多いため、ボランティア団体と連携しながら事業を継続していきます。

(3) 利用者の負担軽減策

ア 複数サービスの負担軽減 **身知精発難児**

複数サービスの負担軽減とは、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具等）及び地域生活支援事業（日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等）のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図るものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	30	35	40

【見込量確保の方法】

障害者等の状況やニーズの多様化が進んでいることで、複数のサービスを併用で利用する方が増加しています。複数サービスの負担軽減については、パンフレットの作成等により複数サービスの負担軽減に関する周知に努めます。

イ 流山市グループホーム等入居者家賃補助 **身知精発難**

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
流山市グループホーム等家賃補助	利用者数 【人/年】	108	115	122

【見込量確保の方法】

市内に知的障害者のグループホーム整備が進むなかで、利用者は今後も増加が見込まれるため、利用者数等の動向に注視し必要な財源の確保に努めます。

ウ 流山市障害者支援施設等通所交通費助成 **身知精発難**

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
流山市障害者支援施設等通所交通費助成	利用者数 【人/年】	322	327	332

【見込量確保の方法】

障害者支援施設に通所している障害者は、徐々に増加しています。今後も障害者の就労ニーズは高くなると予測されることから、障害者支援施設等通所交通費助成の利用増加に対応できるよう、必要な支給量の確保に努めます。

エ 流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成 身 知 精 発 難

就労支援施設を利用する障害者等の施設利用料を助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成	利用者数 【人/年】	25	26	27

【見込量確保の方法】

障害者等の就労意欲の向上により、障害者等就労支援施設利用者負担金助成の利用者も増加傾向にあることから、必要な支給量の確保に努めます。

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 身 知 精

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成	利用者数 【人/年】	2,029	2,163	2,306

【見込量確保の方法】

平成27年8月から現物給付化へと制度が変更になり、利用者数が増加しました。今後も利用者の増加が見込まれることから、必要な財源の確保に努めます。

カ 精神障害者入院医療費助成 精

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
精神障害者入院医療費助成	利用者数 【人/年】	35	35	35

【見込量確保の方法】

精神障害者入院費対象者は、25～35人の範囲で推移しています。今後も精神障害者の治療に必要なサービスであることから、引き続き支給量の確保に努めます。

キ 在宅障害者一時介護料助成 身 知 精 発 児

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に介護人に委託した場合の、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
在宅障害者一時介護料助成	利用者数 【人/年】	514	514	514

【見込量確保の方法】

在宅障害者一時介護料助成の利用者数は、415人～514人の範囲で推移しています。障害者の家族の負担軽減等を図るために必要なサービスであることから、引き続き支給量の確保に努めます。

ク 障害者住宅改造助成事業 身

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合、その改造費用の一部を助成するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	5	5	5

【見込量確保の方法】

障害者住宅改造助成事業の利用者数は、各年1～5件程度です。障害者が安心して自宅で生活するために必要なサービスであることから、支給量の確保に努めます。

ケ 福祉タクシー利用補助 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,313	1,348	1,383

【見込量確保の方法】

障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大によって、利用者数は増加しています。今後も増加する需要に対応するため、引き続き支給量の確保に努めます。



コ 重度障害者自動車燃料費助成 **身知精**

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,350	1,384	1,418

【見込量確保の方法】

福祉タクシー利用補助と同様に、障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大によって、利用者数は増加しています。今後も増加する需要に対応するため、引き続き支給量の確保に努めます。

サ 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助 **身知精発難児**

医療的ケアを常時必要とする在宅の障害児等の通所先を確保するため、児童発達支援、放課後等デイサービス又は日中一時支援を実施する事業所が看護師等による医療的ケアを実施した際に、当該看護師等に係る人件費の一部を補助するものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害児等通所事業所特別支援事業補助	事業所数 【箇所】	2	2	2

【見込量確保の方法】

現在、市内には「バンビのおうち」、「あおっこ」の2箇所があり、現状の見込量を引き続き確保していきます。



3 第1期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法

第1期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込み量を算出しました。算出にあたっては、第4期障害福祉計画の実績及び見込値を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

(1) 児童発達支援 見

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	1,510	1,673	1,836
	利用者数【人/月】	122	136	149

【見込量確保の方法】

児童発達支援センターつばさを中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援 見

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

本市には医療型事業発達支援を実施する事業所がないため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。

平成29年10月時点で医療型児童発達支援の利用はありませんが、人口の増加によって、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児の増加も見込まれるため、引き続き第4期障害福祉計画の見込量を確保します。



(3) 居宅訪問型児童発達支援 児

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

「居宅訪問型児童発達支援」は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに実施するサービスです。

【見込量確保の方法】

事業の実施にあたっては、既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込量を確保します。

(4) 放課後等デイサービス 児

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	利用日数【日/月】	2,762	3,241	3,720
	利用者数【人/月】	154	181	208
	市内事業所数	20	22	24

【見込量確保の方法】

子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。

県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。



(5) 保育所等訪問支援 見

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用日数【日/月】	6	7	8
	利用者数【人/月】	5	6	7

【見込量確保の方法】

保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。

(6) 障害児相談支援 見

障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

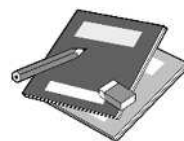
サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用者数【人/月】	86	107	128
	市内事業所数	8	9	10

【見込量確保の方法】

流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。

障害児通所支援等の事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。

児童発達支援センターつばさによる「療育相談」や障害者支援課が実施する「発達障害講演会及び相談会」を定期的開催し、保護者等が子どもの成長や発達等に関する不安を解消するとともに、障害児通所支援等及び障害福祉サービスの周知に努めます。



(7) 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制について 児

種別	ニーズ見込量(人)	医療的ケアが必要な児童数
保育所	14	(1) 児童発達支援を利用している8人中1人
認定こども園	6	(1) 児童発達支援を利用している8人中1人
幼稚園	14	(0)
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	10	(3) 放課後等デイサービスを利用している4人中1人

ニーズ見込量は、調査回答数に30%~40%増で見込んだものです。

「医療的ケアが必要な児童数」の()内の数字は、医療的ケアが必要な児童数です。

医療的ケアは、主に喀痰吸引、導尿、経管栄養等ですが、本調査においては、てんかん、医療的相談カウンセリングまで含めた回答になっています。

【見込量確保の方法】

保育所、認定こども園、幼稚園においては、児童発達支援センターや保健センター等の関係機関と連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。

放課後等児童健全育成事業(学童クラブ)においては、障害のある児童を優先児童と位置づけており、支援員等の加配や障害児保育に関する研修、施設のバリアフリー化等を通じ、受け入れに努めています。児童発達支援センターや障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等とも連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。

(参考)

ニーズ調査について			
内容： 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)を利用している障害児の保護者に対し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)等の子ども子育て支援に対するニーズの調査を実施。			
実施期間：平成29年10月6日(金)から平成29年10月20日(金)まで			
調査方法：アンケート及びヒアリング方式			
回答率：			
種別	対象児数(人)	回答数(人)	回答率(%)
児童発達支援	146	99	67.8
放課後等デイサービス	129	70	54.2
合計	275	169	61.4

調査回答における子ども子育て支援利用希望数（実数）:

種 別	ニーズ見込量（人）
保育所	11
認定こども園	5
幼稚園	11
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	7

平成 29 年 9 月現在の調査に基づく並行通園の利用児数（人）:

種 別	保育所	学童クラブ	幼稚園	計
児童発達支援	32	—	24	56
放課後等デイサービス	—	4	—	4

平成 29 年 9 月現在の医療的ケア利用児数（人）:

種 別	人数
保育所	2（人工呼吸器管理、胃瘻増設管理）
児童発達支援	8（酸素吸入管理、胃瘻増設管理、喀痰吸引、経管栄養管理）
放課後等デイサービス	4（人工呼吸器管理、胃瘻増設管理、気管切開管理、てんかん）



資料編

流山市福祉施策審議会委員名簿
 (任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日)

会長 副会長

委 嘱 区 分	氏 名	役 職 名 等
福祉サービスの提供を受ける者を代表する者	石塚 三喜夫	流山市老人クラブ連合会 顧問
	鈴木 れい子	流山市障害者団体連絡協議会 会長
ボランティア団体を代表する者	鎌田 洋子	特定非営利活動法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイネット 理事
社会福祉法人の役員又は職員	鈴木 孝夫	社会福祉法人流山市社会福祉協議会 会長
	中 登	社会福祉法人あかぎ万葉 理事長
民生委員(児童委員)	大野 トシ子	流山市民生委員児童委員協議会 会長
医師会を代表する者	大津 直之	流山市医師会 理事
歯科医師会を代表する者	平原 雅通	流山市歯科医師会 理事
学識経験を有する者	永田 隆二	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉科 専任教員
関係行政機関の職員	新屋敷 房代	千葉県松戸健康福祉センター 副センター長
	奥野 智禎	千葉県柏児童相談所 所長
市民等	上平 慶一	流山市民
	米澤 政見	流山市民
	栗飯原 誠	流山市民
	小泉 尚子	流山市民
	小林 朋子	流山市民
	山名 裕里	流山市民

流山市障害者福祉推進会議委員名簿
 (任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日)

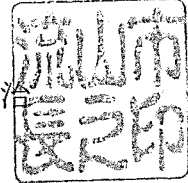
会長 副会長

委 嘱 区 分	氏 名	役 職 名 等
障害者団体の代表者	伊原 勝男	流山市身体障害者福祉会
	熊木 晴美	流山市手をつなぐ親の会
	宮嶋 彬	精神障害者家族会よつば会
	勝本 正實	心の泉会
	小宮 清子	流山地域で生きる会
民生児童委員連絡協議会の構成員	寺谷 直恭	流山市民生委員児童委員協議会
障害福祉サービス事業者	小金丸 孝裕	社会福祉法人まほろばの里
	加藤 正夫	社会福祉法人流山市社会福祉協議会
	金子 秀範	特定非営利活動法人さわやか福祉の会流山ユニー・アイネット
福祉ボランティア	染谷 勝巳	流山市ボランティアセンター
保健又は医療機関に所属する者	保田 国伸	医療法人社団心の翼ライフガーデン中央クリニック
教育又は雇用の関係機関に所属する者	今井 宏美	社会福祉法人実りの会ビッグハート
教育又は雇用の関係機関に所属する者	平尾 昌幸	千葉県立柏特別支援学校
学識経験者	四方田 清	順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科
社会福祉関係団体	泉 幸江	NPO法人成年後見センターしぐなるあいず
相談支援事業者	藤井 公雄	中核地域生活支援センターほっとねっと
	倉重 寛子	西深井地域生活支援センターすみれ
	市岡 武	社会福祉法人桐友学園サポートセンター沼南
	澤田 安識	相談支援センターまほろば
	木村 知美	相談支援事業所 P H A R E
関係行政機関の職員	井上スエ子	松戸健康福祉センター

流社第122号
平成29年6月8日

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木孝夫 様

流山市長 井崎 義治



第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定
について（諮問）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき平成27年度からスタートした第4期流山市障害福祉計画が平成29年度をもって終了します。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、平成30年度から実施する障害児福祉計画を一体的に策定します。

つきましては、計画策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

記

第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について
（案）

別添のとおり



流 福 審 第 6 号
平成 29 年 9 月 27 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木 孝夫



第 5 期流山市障害福祉計画及び第 1 期流山市障害児福祉計画の策定
について (答申)

平成 29 年 6 月 8 日付け流社第 122 号で諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

第 5 期流山市障害福祉計画及び第 1 期流山市障害児福祉計画の策定について
審議した結果、次のとおり答申します。

- 1 本計画の着実な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況について、
点検及び評価を行い、必要に応じた計画策定が重要である。
また、障害福祉に関する制度等に変化が生じた場合は、障害者の実態やニ
ーズの把握に努めつつ、計画の見直しを検討されたい。
- 2 障害児及びその家族に対して身近な地域で支援ができるように、地域支援
体制の構築を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、関係機関が
連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努められたい。
また、障害児が障害児通所支援等を利用することにより、障害の有無にか
かわらず、全ての児童が共に成長でき、地域社会への参加や包容（インクル
ージョン）ができる体制を推進されたい。

あ行

医療的ケア児

p 3 1

生活するなかで痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアを必要とする子どもたちです。近年の新生児医療の発達や都市部を中心としたNICU（新生児集中治療室）の増設により、以前なら出産直後に亡くなっていたケースである超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもも助かることが多くなってきました。その結果、医療的ケア児の数は増加傾向にあります。

インクルージョン

p 3、p 4 8

インクルージョンは、本来「包容、包み込む」ことを意味します。教育及び福祉の領域においては、障害があっても地域の中で地域の資源を利用し、社会全体の中に包み込まれた共生社会を目指すという考え方に基づくもので、障害を一つの個性として認め、提供される支援が個々のニーズに対応し、全てを包み込む社会が望ましいという理念になります。

インクルージョンは、障害をもつ子どもたちと健常児が共に同じ場で学ぶことは、単に障害をもつ子どもたちだけでなく、健常児にとっても有益であるという立場に立っています。

か行

グループホーム

p 1 7、p 2 5、p 3 4、p 4 2

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が世話人の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で生活する居住の場です。平成26年4月1日より、グループホームとケアホームの2つに分かれていたサービスがグループホームに一元化されました。

以後グループホームで提供するサービスは「日常生活の援助等の基本サービス」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2つとなっています。グループホームは、入所施設に比べると規模が小さく、数人で暮らす生活の場であるため、支援は一人ひとりのニーズにあったものとなります。

現物給付

p 2 6、p 4 3

現物給付とは、医療機関の窓口で定額一部負担金以外の費用を支払うことなく、診療、

薬などの医療サービスを受けられる仕組みのことです。

これまで重度障害者医療費助成については、対象者が医療機関等に費用をいったん支払い、その後、一部負担金について市へ請求することで助成を受ける償還払い方式がとられていました。

平成27年8月から現物給付化へと制度が変更になり、対象者（身体障害者、知的障害者）は、市が発行する重度心身障害者（児）医療受給券を提示することで、市で定められた重度心身障害者医療自己負担金（通院1回につき300円、入院1日につき300円）のみ支払っていただき、差額分を市が千葉県国民健康保険団体連合及び社会保険診療報酬支払基金千葉県支部を介し、医療機関等に支払うこととなりました。

権利擁護

p 2、p 20、p 31、p 36、p 37

特定のサービスの利用にあたって、利用者に不利益がないように、弁護あるいは擁護する制度の総称です。本人の判断能力が十分でない状態にある人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うものです。

合理的配慮

p 6

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

さ行

作業療法士

p 10

入浴や食事などの日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、社会適応に向けた身体と心のリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士と異なり、作業療法士は躁うつ病および摂食障害などの精神障害者も対象としていて、生きがい支援のスペシャリストともいわれています。

障害者週間

p 12

毎年12月3日から9日までの1週間です。12月3日は国際障害者デーであり日本で

は障害者基本法の公布日でもあります。また12月9日は従来の障害者の日でした。障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

障害者総合支援法

p 1、p 2、p 9、p 10、p 47

従来の「障害者自立支援法」に代わり平成25年4月1日に施行された法律です。障害者総合支援法は施行とともに、従来制度の谷間を埋めるべく障害者（児）の定義に難病等を追加しました。さらに平成26年4月1日からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、障害支援区分の創設などが実施されました。

障害者福祉推進会議

p 4、p 30、p 31

「共に生き、共に築く、私たちのまち - 流山」を基本理念とする流山市障害者計画の推進を図るために、流山市障害者計画及び流山市障害（児）福祉計画に係る事業の分析・評価など、流山市の障害福祉の推進に関する総合的な施策について審議する会議です。

重症心身障害児

p 31、p 47

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どもです。成人すると重症心身障害児と呼ばれます。先天性の疾患や出生児のトラブルで脳の機能に障害が残り、歩くことや話すことができず、いわゆる寝たきりに近い状態で、恒常的に生活介助を必要とします。

重度障害者

p 15、p 26、p 27、p 28、p 32、p 33、p 43、p 44、p 45

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が持っている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳によって定められている等級で重度に該当する人です。障害のある箇所、制度や団体によって、何級を重度とするかは異なります。

自立支援医療

p 11、18

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神疾患を有する人、身体障害者手帳を持っている人、身体に障害を有する児童のための制度で、それぞれ精神通院医療、更生医療、育成医療と呼ばれています。現在は医療機関での利用者負担1割で受診をすることができます。

成年後見制度

p 6、p 36、p 37

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりして保護や支援を行う民法の制度です。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族による申し立てが必要ですが、身寄りのない人の場合、市町村に申し立て権が付与されています。

相談支援事業所

p 6、p 34、p 36

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように相談できる施設です。流山市の委託している相談支援事業所は、市内3か所（すみれ、まほろば、ファール）と市外1か所（サポートセンター沼南）があります。流山市が相談支援事業所に委託している内容は以下のとおりです。

障害者相談支援事業（福祉サービスの利用や地域生活に関する相談等）

権利擁護事業（虐待、差別、成年後見制度に関する相談等）

流山市地域自立支援協議会の運営

た行

地域活動支援センター

p 13、p 22、p 25、p 39、p 42

障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設です。その目的によって3種類に分けられ、市内には4か所あります（型はすみれ、型は流山市社会福祉協議会 身体障害者デイサービスセンター、型はいろいろや・ハーモニー等）。

型 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ支援や助言を行います。

型 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスです（デイサービス）。

型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに職業を得て自立した生活を送ることを促します。

地域自立支援協議会

p 4、p 30、p 31、p 34、p 35、p 36、p 48

地域の障害福祉に関するシステムづくりで中核的な役割を果たすために、平成21年に設置された定期的な協議の場です。委員数は21名で4つの専門部会を擁します（就労支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会、相談支援部会）。

地域包括ケアシステム

p 3 0

高齢者、障害者や子どもを含む、地域すべての住民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようなサービス提供体制です。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムには、各関係者の情報共有や連携を行う協議の場を通じて支援体制の構築を推進することが求められます。

特定疾病者

p 2 6、p 4 3

他の疾病と異なる扱いをする対象として定められた疾病に罹患した人です。何を特定疾病とするかは各制度によって異なります。

な行

ニッポン一億総活躍プラン

p 6

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指すために、平成28年に閣議決定された経済政策です。子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするような新たな経済社会システムを目指すものとなっています。

ノーマライゼーション

P 3 6

デンマークにおける知的障害者施設的环境改善から端を発し、身体障害者、精神障害者の運動など障害者全体の運動に広がっている理念で、一般市民と同様の普通（ノーマル）の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指すものです。近年では高齢者福祉や子ども家庭福祉領域など、福祉領域全般に浸透するようになっており、福祉の基本理念ともいえます。

は行

発達障害

p 2、p 6、p 1 5、p 3 0、p 3 1、p 3 2、p 4 8

生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさやデコボコと、その人が過ごす環境や周囲の人との関わりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する障害です。自閉症、アスペ

ルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）に類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められています。最近では大人になってから検査を受け、発達障害の診断を受けることもあります。

PDCAサイクル

p 4、p 5

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）を合わせた用語で、業務や事業をPDCAのサイクルによって継続的に改善し続けることです。従来は生産管理や品質管理に用いられた用語ですが、現在ではあらゆる分野で提唱されています。

福祉タクシー

p 27、p 28、p 44、p 45

一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送です。流山市では重度の障害者が市と契約した福祉タクシーを利用した際に、運賃の一部を助成しています。

放課後等デイサービスガイドライン

p 47

事業所が放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものです。ガイドラインに添付されている「事業所向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」は、放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されることを想定しており、各事業所は自己評価の結果を踏まえて事業運営の改善を図るとともに、結果についても利用者や保護者に向けて公表するよう努めることとされています。

ま行

モニタリング

P 48

障害者総合支援法によるサービスである自立支援給付を受ける際に、ケアプラン（サービス等利用計画）が利用者のニーズに合っているかを再評価するための仕組みです。利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、モニタリングによって当初のケアプラン通りでよいのかどうかを確認していきます。結果としてサービスの見直しが必要な場合は、ケアプランの作成等を合わせて実施します。モニタリングの期間は、最短で1カ月に一度、最長で1年に一度であり、最も多いのは6カ月に一度です。

ら行

理学療法士

p 10

歩行訓練や起き上がりなどの運動療法や電気刺激やマッサージなどの物理療法を通して、基本動作の機能回復に向けたリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士は医療・福祉分野をはじめ、スポーツ分野などでも活躍しています。運動機能回復のスペシャリストが理学療法士です。

第 5 期 流山市障害福祉計画

第 1 期 流山市障害児福祉計画

発 行	平成 3 0 年 3 月
企画・編集	流山市健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室 障害者支援課
住 所	千葉県流山市平和台 1 - 1 - 1
電 話	0 4 - 7 1 5 0 - 1 1 1 1 (代表) 0 4 - 7 1 5 0 - 6 0 8 1 (直通)